

求人説明会参加申込みに当たっての留意事項

ハローワーク庄原（以下「当所」という。）における求人説明会の開催申込に当たっては、次の内容をご理解のうえ、ご了承願います。

なお、参加を申し込まれた場合は、これを了承されたものとします。

1 目的

求人募集をしている事業所と、お仕事をお探しの方（以下「求職者」という。）のマッチング機会を増加させるため、求人募集事業所による求人説明会を、当所会議室等において開催します。

2 対象事業所

以下のいずれにも該当する事業所とします。

- (1) 原則として、庄原市を就業場所とし、ハローワークに年齢を問わず採用の可能性のある求人を提出し、求人説明会開催日において応募可能な事業所であること。
- (2) 対象求人は、原則として庄原市を就業場所とする正社員（採用後に正社員採用に転換することを目的とした正社員以外の雇用形態を含む。ただし、派遣社員は除く。）とし、当所が認める場合（無期雇用、年齢不問など）はパート求人も可能であること。
- (3) その他、求職者の雇い入れに当たり雇用管理等が良好で、当所が認める事業所であること。

3 開催申込方法

- (1) 開催に当たっては、事前の申込が必要であり、当ハローワークへ電話連絡のうえ、メール等により所定の申込を行うこと。
- (2) 申込の時期は、周知期間が必要であるため、開催希望日の1か月以上前に申し込むこと。
- (3) 開催の決定は申込順ではなく、庄原市内の雇用保険適用事業所やユースエール認定企業等を優先し、産業別、職種及び就業場所等を考慮して決定するものであること。

- (4) 開催日については、当所の行事予定等により、必ずしも希望日程に依じられない場合があること。
- (5) 開催の可否については、原則として申込後1週間以内に連絡すること。
- (6) 同一事業所が行う求人説明会は、開催後3か月間は申込ができないこと。
- (7) 求職者に対して開催の周知を行うが、参加希望者がいない場合があり得ること。
- (8) 天候や交通事情または応募状況等によっては、やむを得ず開催を中止する場合があること。

4 開催に当たっての注意事項

- (1) 求人説明会の周知に当たっては、当所において求職者に対し事前にリーフレット（原則としてA4版とする。）の配布及びポスターの掲示等を行うので、当該リーフレット等の作成は参加事業所により行い、周知開始前までに当所の確認を受けたうえ、必要部数を送付または持ち込むこと。
- (2) 求人説明会の開催日より前に対象求人の紹介期限日が到来する場合は、更新する等の必要な対応を行うこと。
- (3) 開催会場内の設営は開催日当日とし、原則として参加事業所が行い、終了後は開催前の状況に戻すこと。
- (4) 会場内のテーブル、椅子、モニター、その他の備品類及び電源の使用が可能であること。
- (5) 庁舎及び備品類の毀損等をしないよう注意すること。
- (6) 応募希望者があった場合は、紹介状発行のために当所の窓口へ誘導すること。
- (7) 応募意思が明確でない方に対する業界案内・面接アドバイス等をお願いする場合があること。
- (8) 開催後は、開催結果報告を提出すること。
- (9) 不明な点は、随時当所職員へ確認すること。

5 禁止事項

開催に当たっては、以下について禁止します。

- (1) 商品・サービス等の販売・勧誘行為。
- (2) 参加者への金品等の利益供与。
- (3) 公正な採用選考から逸脱した質問や脅迫等による応募強要。
- (4) 開催決定時の求人以外への応募勧奨。
- (5) 求人記載条件以外の条件提示。

- (6) 無断欠席など、正当な理由なく開催を中止する行為。
- (7) 求人説明会の主旨に反する行為、または各種ハラスメント等不適切な行為。

6 申込停止事項

以下の場合には以降の参加をお断りします。

- (1) 上記「5 禁止事項」のいずれかに該当する事業所。
- (2) 開催方法等を遵守いただけない事業所。
- (3) 労働条件相違や不適切対応の申し出、または法令違反等が判明した場合。

7 その他

上記の各項目に定めがない事項において疑義が生じた場合は、当所と協議のうえ決定するものとします。

なお、この留意事項は令和8年2月6日以降に開催する求人説明会から適用し、随時見直しを行う場合があります。

以上